

## 卸売業者やその職員が行った魚の抜き取り（焼津） に関する水産庁の対応

- 冷凍カツオが水揚げされる漁港及び産地市場を有する県に対し、焼津漁協におけるコンプライアンス研修の実施や監視カメラの増設等といったソフト・ハード両面での再発防止策を共有していく。
- 市場において水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築する取組に対して令和3年度補正予算漁獲情報デジタル化推進事業を措置するなど、必要な予算を措置し、400市場を目標に取組を推進してきたところ。また、収集した漁獲量情報については、国が一元的に集約・管理することにより、国や都道府県の漁業管理当局で共有・活用が可能となるシステムを構築している。

# 漁獲情報デジタル化推進事業

【令和3年度補正予算額 1,108百万円】

## <対策のポイント>

水産資源の評価の高度化のため、産地市場・漁協等の生産現場において、事務的負担を軽減しつつ**漁獲情報等の電子的な収集・報告を可能とする取組を支援**します。

## <事業目標>

- 主要な漁協・市場からの漁獲情報を電子的に収集する体制を整備（400箇所以上 [令和5年度まで]）

## <事業の内容>

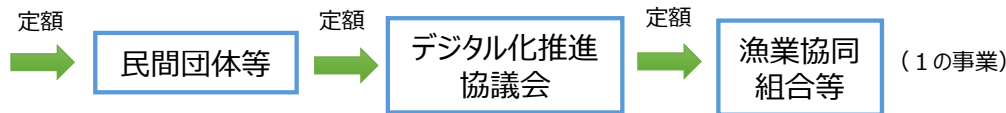
## <事業イメージ>

### 漁獲情報デジタル化推進事業

1,108百万円

改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、生産現場の事務負担の軽減を図りながら、収集・蓄積したデータを資源評価等に利用可能とするため、**漁獲情報等を電子的に送信するために必要な産地市場・漁協等の生産現場の取組**を支援します。

### <事業の流れ>



### 【電子情報収集体制の整備】



【お問い合わせ先】 水産庁研究指導課（03-6744-0205）